

鳥取県告示第337号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間鳥取県県土整備部空港港湾課及び境港市水産課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成21年5月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

鳥取市東町一丁目220

2 埋立区域

(1) 位置

境港市相生町28-3の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 境港市岬町44-1に所在する岬四等三角点（北緯35度32分42秒、東経133度14分42秒）から286度42分34秒、1,121.56メートルの地点

2の地点 1の地点から100度42分11秒、26.02メートルの地点

3の地点 2の地点から190度42分11秒、5.42メートルの地点

4の地点 3の地点から190度42分11秒、4.40メートルの地点

5の地点 4の地点から280度42分22秒、26.02メートルの地点

6の地点 5の地点から10度42分11秒、4.40メートルの地点

(3) 面積

255.6平方メートル

3 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

境港市相生町28-3の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からFの地点までを順次に直線で結んだ線及びFの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 境港市岬町44-1に所在する岬四等三角点（北緯35度32分42秒、東経133度14分42秒）から288度11分31秒、1,215.38メートルの地点

Bの地点 Aの地点から101度00分00秒、134.32メートルの地点

Cの地点 Bの地点から190度48分12秒、62.36メートルの地点

Dの地点 Cの地点から280度32分12秒、58.25メートルの地点

Eの地点 Dの地点から10度47分52秒、22.76メートルの地点

Fの地点 Eの地点から280度43分34秒、76.20メートルの地点

(3) 面積

6,710.8平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成21年 4 月14日